**第８期八尾市障がい福祉計画及び第４期八尾市障がい児福祉計画策定支援等業務仕様書**

　１　業務名

　　　　第８期八尾市障がい福祉計画及び第４期八尾市障がい児福祉計画策定支援等業務

　２　業務の概要

　　　　本業務は、「第８期八尾市障がい福祉計画及び第４期八尾市障がい児福祉計画」（以下「第８期福祉計画等」という。）の策定にあたり、市民ニーズ等の把握を行うための基礎資料となる「市民等アンケート調査」を実施し、当該アンケート調査結果の分析や現状と課題の解決のための方策等を検討し、第８期福祉計画等の策定支援を行う。

　　　　なお、第８期福祉計画等の策定にあたっては、第７期八尾市障がい福祉計画及び第３期八尾市障がい児福祉計画（以下「現計画」という。）の進捗状況や障がい福祉サービスに関するニーズや課題等を踏まえ、また、国の基本方針や大阪府の基本的な考え方に基づき策定すること。加えて、上位計画である「第４次八尾市地域福祉計画」をはじめとする関連計画との整合性も図ること。

　３　業務委託期間

　　　　契約締結日から令和９年３月３１日まで

　４　業務内容

**①　第８期福祉計画等に関するアンケート調査業務**

⑴　調査票作成等業務

調査項目の打合せ及び作成支援、調査票の作成及び印刷、送付用封筒（角形２号）印刷（返信用封筒は八尾市が用意します。）、封入封緘作業、開封作業

なお、調査対象者数等については下記の表のとおりとします。

　　（表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 対象者数 | 調査票 | 前回質問項目数（※） | 想定回収率 |
| 18歳以上の障がい者手帳所持者 | 2,650人 | A4約22頁 | 54 | 50％ |
| 18歳未満の障がい者手帳所持者 | 350人 | A4約20頁 | 42 | 50％ |
| 市内障がい福祉サービス事業所等 | 400事業所程度 | A4約12頁 | 11 | 60％ |

　　　　　アンケートの回答期間は約１ヶ月間を想定しており、実施時期については別途協議とします。

⑵　集計業務

調査票の回収、点検、データ入力（自由記述含む）、単純集計及びクロス集計、調査結果の分析、

評価（分析内容については協議のうえ作成）

アンケートの想定回収率は上記の表に記載

⑶　報告書作成業務

調査結果の分析、評価まとめ、調査結果報告書のデータ作成

ⅰ　調査結果報告書の仕様等

調査結果報告書はＡ４サイズのカラーで作成すること。ただし、白黒の一色印刷をしても表やグラフなどの違いが完全に識別できるようにすること。

　　　ⅱ　調査結果報告書記載内容（詳細は別途調整）

調査概要、調査日程、調査結果、回収率、集計結果、分析結果まとめ、参考資料及びその他本市が必要と認める事項

⑷　納期限

結果報告書データの納品日

令和８年３月２０日（金）

⑸　業務実施体制

業務責任者１名及び担当技術者１名以上を配置すること。業務責任者は担当技術者を兼務することができる。

⑹　特記事項

ⅰ　調査対象者の抽出は本市において行い、本市から郵送用の宛名シールを提供する。

ⅱ　調査票の発送は本市で行うため、発送準備ができ次第、本市に納品すること。

ⅲ　調査票の回収先は、料金受取人払いで本市宛とする。また、本市に返信された調査票の受取を適宜、受託者で行うこと。

ⅳ　調査業務に関する協議、打ち合せ等の必要経費、その他調査に関する経費は、すべて受託者の負担とする。

ⅴ　本仕様書に基づき、本市の指示だけでなく、業務受託者からも主体的に連絡を取り、業務遂行における作業、提出、調整及びスケジュール管理などを行うこと。

**②　第８期福祉計画等策定支援業務**

⑴　利用実績等の分析及び評価・総括等業務

ⅰ　現計画における利用実績の把握及びにこれに基づく課題の抽出及びその総括

　　　現状の利用実績等から現状分析及び課題抽出を行い、それらの評価・総括を行うこと。また、八尾市障害者福祉専門分科会をはじめとする各種会議での意見を分析し、課題の抽出及びまとめ等を行う。

ⅱ　市民等アンケート調査結果の分析及び計画への反映

　　　本仕様書の上記①において作成した市民等アンケート調査結果報告書の詳細な分析等を行い、第８期福祉計画等に反映すること。

⑵　第８期福祉計画等策定業務

ⅰ　上記⑴の分析及び評価に基づき、サービス利用量等の見込量推計を行う。

ⅱ　障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がい児通所給付の提供体制の確保に係る目標に関する事項等の見込量推計を行う。

ⅲ　見込量確保に向けた方策及び推進体制について提案を行う。

ⅳ　計画骨子案、素案及び最終案の作成

　　　上記ⅰからⅲの内容、国の基本指針及び大阪府から示される基本的な考え方等を踏まえて、サービス見込量や成果目標達成のための方策等、計画で定めるべき項目をまとめ、第８期福祉計画等の計画骨子案、素案及び最終案を作成する。また、誰もが見やすいようなデザインとなるよう工夫を行うこと。

ⅴ　第８期福祉計画等概要版の作成

　　　　第８期福祉計画等の内容をＡ３両面にまとめた概要版の作成を行うこと。概要版についてはカラーで作成し、まとめた内容が分かりやすいようなデザインとすること。

⑶　市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

第８期福祉計画等の策定に当たり、市民意見募集（パブリックコメント）を行うため、そこで提出された市民意見について、結果の分析と計画への反映を行うこと。

⑷　留意事項

ⅰ　国、府及び本市の関連計画並びに関連法令等との整合性を確保し、並びに制度改正に留意し、その整合性を図ること。特に、本市総合計画、八尾市地域福祉計画、高齢者に関する計画、こどもいきいき未来計画、健康日本２１八尾計画等の関連計画等との整合性の確保について留意すること。

ⅱ　国の基本指針や大阪府からの基本的な考え方等に即して、都道府県障害福祉計画との整合性の確保に留意すること。特に、障害者総合支援法に新たに追加された内容については留意すること。

⑸　第８期福祉計画等の製本・印刷等について

　　　第８期福祉計画等の計画書（第８期八尾市障がい福祉計画及び第４期八尾市障がい児福祉計画を１冊にまとめて作成）及び概要版について製本印刷は不要。ただし、データはカラーで作成のうえ令和９年３月２６日（金）までに本市に提出し、白黒で印刷をしても見やすいデザインとすること。

５　支払い方法

　　　　支払いについては２回に分けて行うものとし、契約金額のうち、令和８年５月末日までに令和７年度の予算額を上限に１回目の支払いを行い、残額を業務完了後に令和９年５月末日までに支払う。

6　その他

ⅰ　全ての業務において、集計データ、報告書、計画書、概要版等をデータにて提供すること。（データ作成については、全てMicrosoft　Excel、Ｗord等Office関連を用いること。）

ⅱ　契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じるような場合は、障がい福祉課と連絡を密に取り、その都度協議して定めること。